

## 監査委員公表第 6 号

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規程に基づき定期監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成 28 年 1 月 27 日

二宮町監査委員 善波八州治

二宮町監査委員 杉崎 俊雄

#### 1. 監査の期日

平成 27 年 11 月 18 日 (水)

#### 2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波八州治

監査委員 杉崎 俊雄

#### 3. 監査対象とした部課

総務部 ・ 公共施設課 (町民センター)

健康福祉部 ・ 健康長寿課 (福祉ワークセンター)

#### 4. 監査の範囲

平成 27 年度 10 月までの財務並びに事務の執行状況  
(指定する個別事業説明)

公共施設課 (町民センター)

(歳入)

①町民センター使用料

(歳出)

①町民センター維持管理経費

健康長寿課 (福祉ワークセンター)

(歳入)

①福祉ワークセンター電気料等

(歳出)

①高齢者福祉施設等関係経費 (福祉ワークセンター)

#### 5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

なお、福祉ワークセンターについては現地に赴き、施設の管理状況について現地確認をおこなった。

## 6. 監査実施による各課(施設)概要

### (1) 公共施設課

#### [町民センター]

町民センターは、町民を中心とする各種団体の活動拠点として、毎年約4万人に会議や団体活動等の目的で利用されている。

施設の管理面では、平成27年度は、10月より施設の受付を従来の臨時雇用員1名体制から臨時雇用員2名ローテーション体制として事務負担の軽減を図るとともに、多人数で書類確認を行っている。通常の清掃業務については、臨時雇用員2名体制で実施している。なお、休日及び夜間の管理業務は、委託先の二宮町シルバー人材センターが実施している。

町民センターは、原則、年末年始を除く日は開館しており、多くの人々が利用しやすい貸館として機能するとともに、町民の福利厚生及び社会活動の進展に寄与する施設となっている。

### (2) 健康長寿課

#### [福祉ワークセンター]

福祉ワークセンターには、二宮町シルバー人材センター及び就労継続支援B型事業所カンナカンナが併設されており、事務所には10名の職員が勤務している。

施設利用に伴う光熱水費については、平成25年度よりシルバー人材センター及び社会福祉協議会が、各々の負担割合に応じて費用を負担している。

当施設は、高齢者及び就労することが困難な心身障害者の生きがいづくりや社会参加の場として、各団体の会員に利用されている。

## 7. 監査結果

2課とも平成27年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下に各課の事務に関し気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

#### (町民センター)

- 1) 町民センター使用料については、利用者数の増加を図るため、町民等への施設利用の周知に引き続き努めるとともに、使用料収入のさらなる増加につなげるための方策について、協議、検討されたい。
- 2) 町民センターは竣工から相当年数が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、施設の耐震化を含め、機械設備の計画的な更新に努めるとともに、町の公共施設再配置計画に基づき、今後の施設のあり方を検討されたい。

(福祉ワークセンター)

- 1) 施設の維持管理経費については、光熱水費を施設利用団体が負担しているが、その他の費用負担についても、関係機関と協議し、随時見直しを図られたい。
- 2) 施設の利用については、二宮町福祉ワークセンター条例で定められた利用条件に基づきつつ、できる限り多くの人に利用される施設となるよう、施設を利用するシルバー人材センターや社会福祉協議会と協力連携し、施設の案内や各団体の活動内容の周知、啓発等に努められたい。

以上